

## 鳥取県外来対応医療機関等設備整備事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県外来対応医療機関等設備整備事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、新型コロナウイルス感染症患者の疑い例を診療体制の整った医療機関へ確実につなぐため、発熱患者等の診療に対応する医療機関（以下「外来対応医療機関」という。）の設備整備を推進することにより、適切な医療提供体制の確保と感染拡大防止を目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第4欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）と総事業費から寄付金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（以下「算定基準額」という。）に、同表の第5欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第6欄に定める額を限度とする。）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請及び実績報告の時期等)

第4条 本補助金の交付申請及び実績報告は、補助事業の終期から30日以内に行わなければならない。

2 規則第5条の申請書（同条第1号及び第2号の書類を含む）及び規則第17条第1項の報告書は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請及び実績報告に当たり、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請及び実績報告をすることができる。

4 補助事業者は、交付申請及び実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合には、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の5月末日までに様式第4号により速やかに知事に報告しなければならない。なお、仕入控除税額が、実績報告時の仕入控除税額を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(交付決定及び交付額確定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定及び交付額の確定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 前項の規定による交付決定及び交付額の確定は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定及び交付額の確定をすることができる。

(財産の処分制限)

第6条 規則第25条第2項ただし書の期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、取得価格又は効用の増加価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(収益納付)

第7条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、速やかに知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月18日から施行し、令和5年4月1日から同年9月30日まで(外来対応医療機関確保事業については令和5年3月10日から同年9月30日まで)の間に事業完了したものについて適用する。

附 則

1 この要綱は、令和5年8月10日から施行し、令和5年4月1日から同年9月30日まで(外来対応医療機関確保事業については令和5年3月10日から同年9月30日まで)の間に事業完了したものについて適用する。

2 改正前の鳥取県外来対応医療機関等設備整備事業補助金交付要綱第5条第1項に基づき補助金の交付額の確定が行われている場合には、当該交付額に係る消費税及び地方消費税について、交付申請及び実績報告を行うことができるものとする。

3 前項の交付申請及び実績報告に係る規則第5条の申請書(同条第1号及び第2号の書類を含む)及び規則第17条第1項の報告書は、様式第1号によるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年10月5日から施行し、令和5年10月1日実施事業について適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象となる医療機関	4 補助対象経費	5 補助率	6 補助限度額
<p>外来対応医療機関設備整備事業（令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和5年5月8日付医政発0508第12号厚生労働省医政局長ほか通知）の別紙の3（4）の事業をいう。）</p>	<p>右記3に該当する医療機関の開設者（公立・私立問わない）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症患者又は疑い例を診療した実績がある外来対応医療機関</p>	<p>外来対応医療機関の設置に必要な設備整備に要する経費 （令和5年4月1日から同年9月30日まで） （1）HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） （2）HEPAフィルター付きパーテーション （3）個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド） （4）簡易ベッド （5）簡易診療室及び付帯する備品 ※ 簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。（リース対応が基本） （令和5年10月1日から令和6年3月31日まで） （1）HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） （2）HEPAフィルター付きパーテーション</p>	<p>10/10</p>	<p>1 施設当たり 2,000,000円（令和5年10月1日から令和6年3月31日までの個人防護具分を除く）とし、設備種別ごとに次の額を上限とする。 （1）HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 1 施設当たり 905,000円 （2）HEPAフィルター付きパーテーション 205,000円×知事が必要と認めた台数 （3）個人防護具 3,600円×知事が必要と認めた人数分 （医療機関の職員数に発熱患者等の診察日数を乗じた延べ人数を上限とする） （4）簡易ベッド 51,400円×知事が必要と認めた台数 （5）簡易診療室及び付帯する備品 知事が必要と認めた額（実費相当額）</p>

			<p>(3)個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）</p> <p>(4)簡易ベッド</p> <p>(5)簡易診療室及び付帯する備品</p> <p>ただし、令和2年度から令和4年度まで又は令和5年4月1日から同年9月30日までに本事業（令和2年度から令和4年度までは鳥取県新型コロナウイルス感染症医療体制充実等補助金（帰国者・接触者外来等設備整備事業））による補助を受けた医療機関においては、上記（3）個人防護具以外は補助対象外とする。</p> <p>また、（3）個人防護具の補助対象期間は、「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年9月15日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）で定める病床確保の対象期間に限るものとする。</p>		
外来対応医療機関確保事業（令和5	右記3に該当する医療機関の開設者	令和5年3月10日以降に新たに外来	外来対応医療機関の新設に伴い必要となる令和5年3月10日以降に生じた初度設備等の経	10/10	1施設当たり500,000円

<p>年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和5年5月8日付医政発0508第12号厚生労働省医政局長ほか通知）の別紙の3（20）の事業をいう。）</p>	<p>（公立・私立問わない）</p>	<p>対応医療機関（令和5年5月7日以前は診療・検査医療機関）の対応を行い、少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関の対応を行う医療機関</p>	<p>費  （1）患者案内のための看板の設置料  （2）ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費  （3）換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費（工事費（固定資産に計上するもの）に該当するものは除く）  （4）医療機器（パルスオキシメーター等）の購入費  （5）非接触サーモグラフィカメラ（検温・消毒機能付き等）の購入費  （6）その他知事が必要と認めた経費</p>		
--	--------------------	--	--	--	--

※1 他の補助金で支援を受ける経費については、補助対象経費から除くものとする。

※2 補助対象経費に補助率を乗じて得た額に千円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

住 所  
申請者 氏 名  
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

令和 年度鳥取県外来対応医療機関等設備整備事業補助金交付申請書及び実績報告書

鳥取県外来対応医療機関等設備整備事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条及び第17条の規定により、下記のとおり交付申請及び実績報告します。

記

補助事業等の名称	鳥取県外来対応医療機関等設備整備事業
算定基準額	金 円
交付申請額 (実績報告額)	金 円
添付書類	外来対応医療機関等設備整備事業計画書及び実績報告書

様

鳥取県知事 ○○ ○○  
(公印省略)

令和 年度鳥取県外来対応医療機関等設備整備事業補助金交付決定及び交付額確定通知書

令和 年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県外来対応医療機関等設備整備事業補助金（以下「補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第18条第1項の規定に基づき交付額を確定したので、規則第8条第1項及び規則第18条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

(1) 算定基準額 金 円

(2) 交付決定額 金 円

3 交付額の確定

本補助金の確定額は、前記2の(2)の交付決定額のとおりとする。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所  
申請者 氏 名  
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

令和 年度鳥取県外来対応医療機関等設備整備事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日第 号により交付決定及び交付額の確定のあった鳥取県外来対応医療機関等設備整備事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- 1 交付された補助金等の額の確定額  
金 円
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
金 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額  
金 円
- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）  
金 円
- 5 添付資料
  - (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
  - (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
  - (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）



様式第4号 別紙 (第4条関係)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費 (補助金の使途) の内訳

区分	課税仕入れ	課税売上	非課税売上	共通	非課税仕入れ	合計
		対応分	上対応分	対応分		
経費の内訳						

(2) 課税売上割合 %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法